

市民後見人の受任基準について

専門職後見人が受任しているケースに市民後見人を追加選任するに当たって、次のとおり市民後見人の受任基準を設ける。

1 市民後見人追加選任時の受任基準（案）

(1) 必須とするもの

1	本人への説明と意向確認を行っていること - 本人の判断能力に関わらず意思決定支援を基本とした説明を行う。 - 意思の表明が可能であれば、本人が市民後見人の追加選任や将来的に後見人等の交代があることに拒否がない。
2	親族や関係者への説明と了承を得ていること キーパーソンとなる親族や関係者に対して、市民後見人の追加選任や将来的に後見人等の交代があることを説明し了承を得ている。
3	第三者や親族間の対立、訴訟の係属がないこと - 紛争性がない。 - 本人への支援が中心であり、親族への家族支援等を必要としない。
4	本人の生活状況・心身状態・支援内容が落ち着いていること - 虐待や緊急的な対応の必要がない。 - 収支状況が安定しており、今後の生活が問題なく送れる見込みがある。 - 本人に自傷・他害行為（暴力や暴言等）がない。 - 身上保護を中心とした支援である。 - 医療同意に協力可能な親族と連絡がとれる、または終末期医療等に関する本人の意向が確認できている。

(2) 必須とはしないが重視するもの

1	成年後見類型が望ましいが、保佐、補助類型の場合は本人の心身状態、生活状況、必要とされる支援内容等から市民後見人での対応が可能なこと
2	高度な専門性を必要としないこと - 資産1, 200万円以下かつ後見支援信託の利用がないことが望ましい。 - 預貯金、保険以外の金融資産（株、債券、信託、小切手等）がない、または保持していても現金化の必要がない。 - 不動産処分や高額な動産処分がないこと。ある場合は複数後見の期間中に完了見込みであること。 - 本人が相続人となる相続があれば完了している又は複数後見の期間中に完了見込みであること。 - 終了時に財産等の引き渡しが可能で相続人と連絡可能な状態であること。
3	居所が安定していること 近い将来に転居の必要がない、または転居の必要があれば複数後見の期間中に転居が完了し、居所が安定する見込みであること。

2 留意事項

推薦依頼後に、センターが次に示すフローで受任者調整をする中で、市民後見人候補者を推薦するか否かについては、市民後見人候補者バンク登録者及び被後見人双方の個別具体的な事情等を踏まえ、センターが総合的に判断して専門職後見人へ回答するため、この基準をクリアしたケースについて、センターに追加選任の推薦依頼があったとしても、必ずしも市民後見人候補者を推薦できるわけではない。

【センターが行う市民後見人候補者バンク登録者の推薦フロー】

